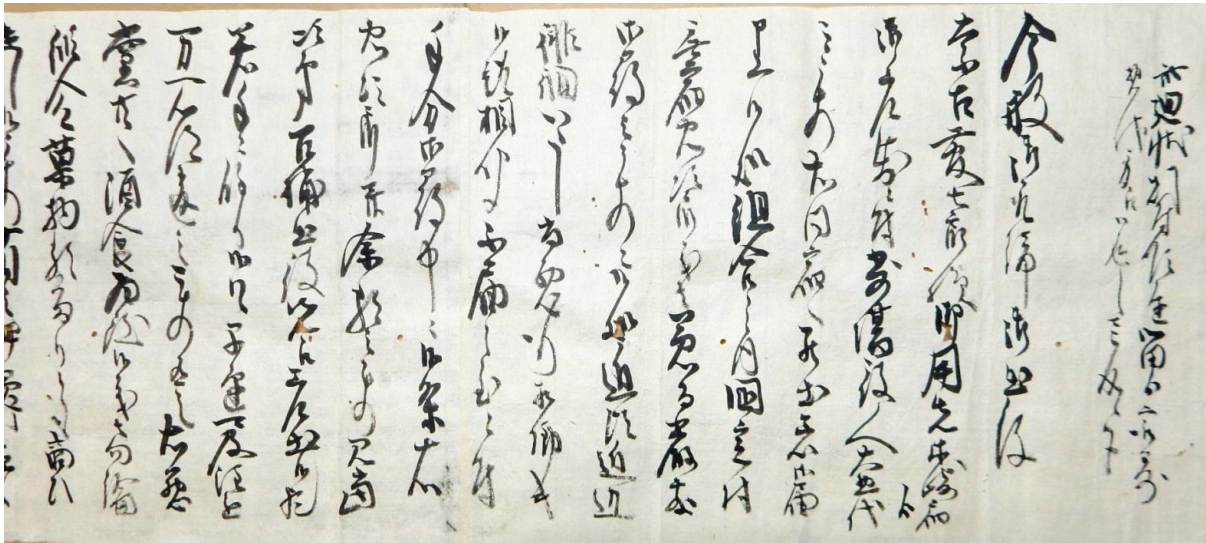


【26】「廻状」

（無宿忠次郎並びに余類の者召し捕り方申し渡し廻状、天保十年）
 （伊勢崎市赤堀今井町 赤堀恒雄家文書 P 八九〇二・No. 二三五七）



《釈文》

此廻状刻付順達留より最寄
 惣代方江御返し可被成候、以上

今般御取締御出役

奈古菅七郎様御用先木崎宿より
 御差図二付、寄場役人大惣代

之もの、右同宿へ罷出、着御届

申上候処、組合之内国定村

無宿忠次郎義者、兼而嚴敷

御尋之もの二候処、近頃近辺

徘徊いたし、尚悪行相働キ

候趣相聞、不届之至二付、

手分御尋中二候条、右

忠次郎并余類之もの見當

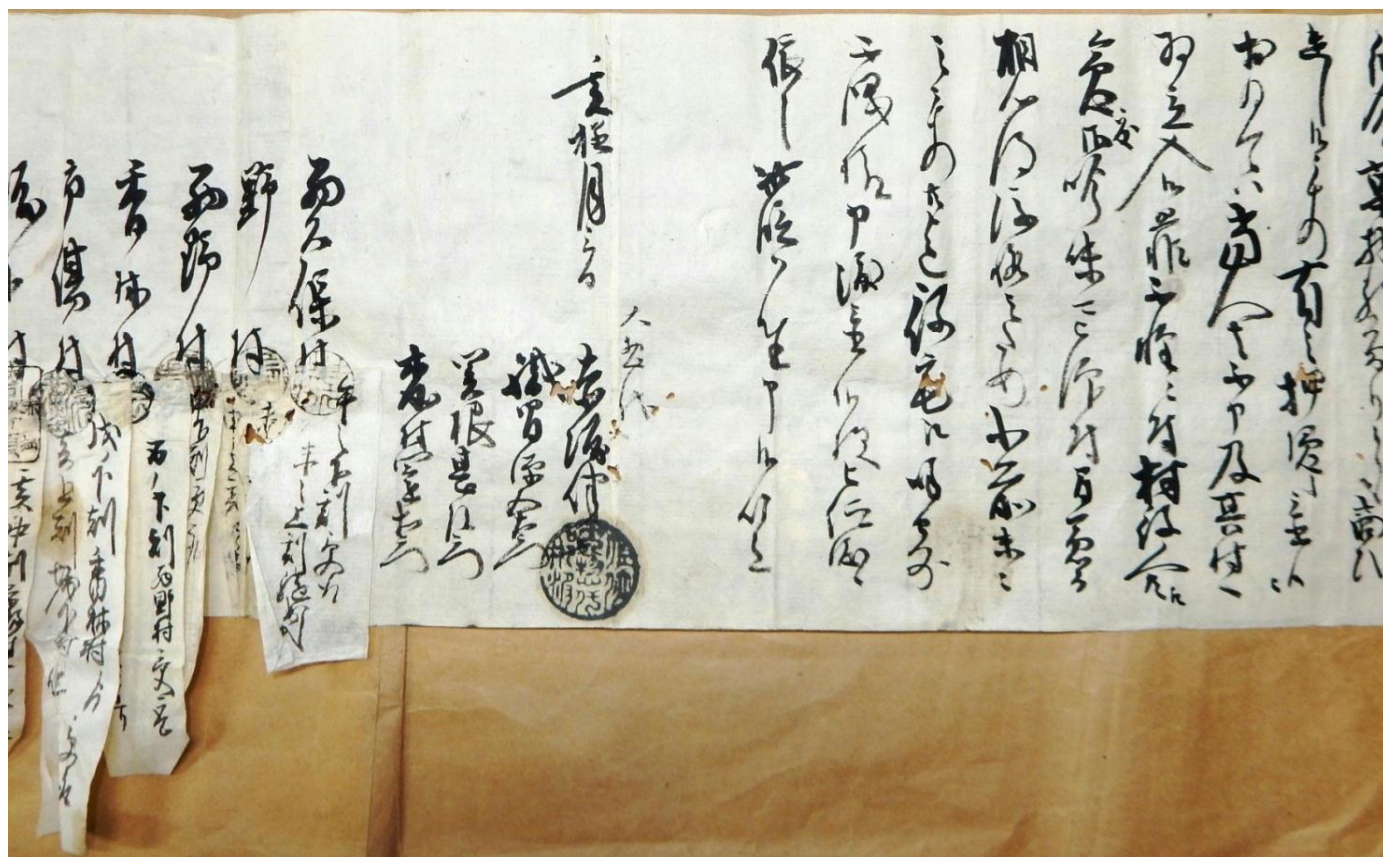
次第召捕、出役先江差出候歟、

若手二餘り候ハ、早速可及注進、

万一心得違之もの有之、右悪

党共へ酒食為致候義者勿論、

仮令菓物類たりとも商ひ



遣し候もの有之、押隠し置候二
 おゐて八、当人者不申及、其村へ
 為立入候罪不輕二付、村役人共江
 急度御吟味可被仰付間、兼而
 相心得、後悔之ため、小前末々
 之もの共迄役宅江呼寄、
 不洩様申渡置候様、被仰渡候、
 依之、此段御達申候、以上

大惣代

亥極月三日 赤堀 伴 七 (印)

織間 源五右衛門

関根 甚左衛門

森村 園右衛門

西久保村 (印) 午之下刻受取

未之上刻繼出し申候

野村 (印) 未之下刻受取

申之上刻繼出し申候

西野村 (印) 申下刻受取

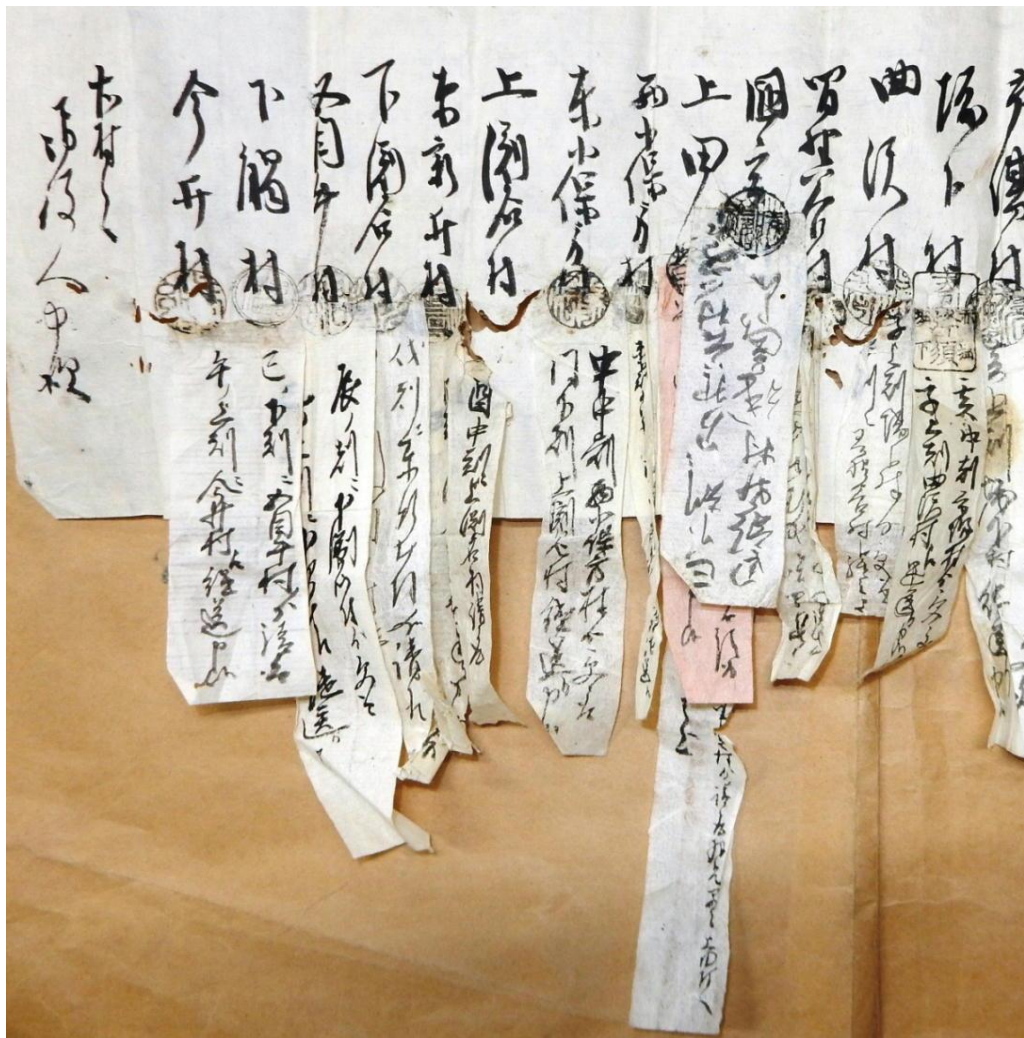
酉上刻二相渡し申候

香林村 (印) 酉ノ下刻西野村受取

戌上刻市場村繼送り申候

市場村 (印) 戌ノ下刻香林村より受取

亥上刻堀下村繼送り申候



※〔田部井村（印）〕

堀下村（印）

亥中刻市場村より受取

曲沢村（印）

子上刻曲沢村江継送り申候、以上

間野谷村（印）

卯刻二間野谷村江継立申候

国定村（印）

早速国定村継送申候（上下逆に貼付）

上田村（印）

田部井村へ継送り申候（上下逆に貼付）

西小保方村（印）

極月四日午上刻国定村より請取拝見、
早々上田村へ継送り申候、已上（貼札）

東小保方村（印）

極月四日未刻田部井村より請取
早々西小保方村江継送り申候

上刈名村（印）

未下刻上田村より請取
申上刻東小保方村継送ル

東新井村（印）

申中刻西小保方村より受取
同下刻上刈名村へ継送り申候

下刈名村（印）

西上刻二東小保方村より受取
同刻東新井村江継送り申候

五目牛村（印）

西中刻二上刈名村請取
同刻二下刈名村江継送り申候

下触村（印）

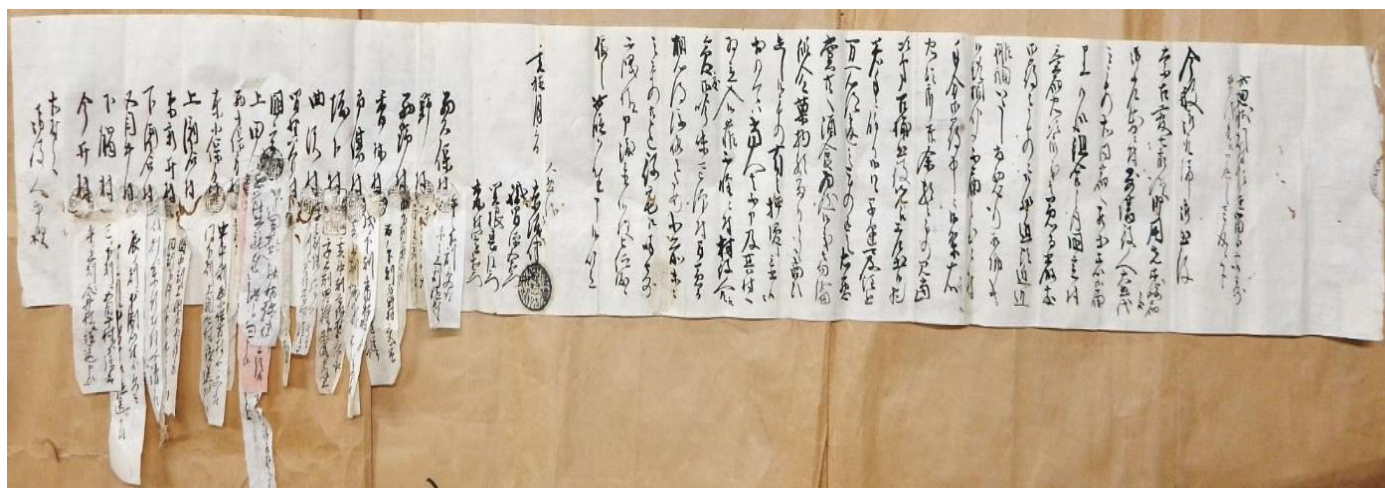
戌刻二東新井村より請取
卯上刻五目牛村継送り

今井村（印）

辰ノ刻二下刈名村より受取
巳ノ上刻二下触村へ継送り申候

右村々

御役人中様



文 書 全 体

《読み下し文》

此の廻状 刻付順 達留まりより最寄り
惣代方へ御返しなられるべく候、以上

今般御取締 御出役

奈古菅七郎様御用先木崎宿より

御差し図につき、寄場役人大惣代

のもの、右同宿へ罷り出で、着御届け

申し上げ候処、組合の内国定村

無宿忠次郎義は、兼ねて厳しく

御尋ねのものに候処、近頃近辺

徘徊いたし、尚悪行相働き

候趣 相聞こえ、不届の至りにつき、

手分け御尋ね中に候条、右

忠次郎並びに余類のもの見当たり

次第召し捕り、出役先へ差し出し候か、

若し手に余り候はば、早速注進及ぶべし、

万一心得違いのもの之れ有り、右悪

党共へ酒食致させ候義は勿論、

仮令菓物類たりとも商い

遣わし候もの之れ有り、押し隠し置き候に

おいては、当人は申すに及ばず、其の村へ

立ち入らせ候罪輕からず付、村役人共へ

急度御吟味仰せ付けらるべき間、兼ねて

あいこころえ 相心得、後悔のため、小前未々
ちのどもでやくたく の者共迄役宅へ呼び寄せ、
ちのども 洩れざる様申し渡し置き候様、仰せ渡され候、
これに依り、此の段御達し申し候、以上

大惣代

いごくげつ 亥極月三日

あかぼり 赤堀 伴七(印)

おりま 織間 源五右衛門

せきね 関根 甚左衛門

もりむら 森村 園右衛門

にしくぼ 西久保 村(印) 午の下刻受け取り

の 野 村(印) 未の上刻継ぎ出し申し候

にし の 西野 村(印) 申の上刻継ぎ出し申し候

こう 香 林 村(印) 酉上刻に相渡し申し候

いち 市 場 村(印) 酉の下刻西野村受け取り

ほりの 堀 下 村(印) 戌上刻市場村継ぎ送り申し候

まがり 曲 沢 村(印) 亥上刻堀下村継ぎ送り申し候

卯刻に間野谷村へ継ぎ立て申し候

あいのや 間野谷 村(印) 卯下刻曲沢村より受け取り

くに 国 定 村(印) 早速国定村継ぎ送り申し候

たのめが 田部井村(印) 巳の下刻に間野谷村より受け取り

かみ 上 田 村(印) 田部井村へ継ぎ送り申し候

にしお 西小保方村(印) 極月四日午上刻国定村より請け取り

ひがしお 東小保方村(印) 早々上田村へ継ぎ送り申し候、已上

かみふち 上 刈 名 村(印) 極月四日未刻田部井村より請け取り

ひがしあらい 東新井 村(印) 早々西小保方村へ継ぎ送り申し候

しもふち 下 刈 名 村(印) 未下刻上田村より請け取り

ごめうし 五目牛 村(印) 申上刻東小保方村継ぎ送る

しも 下 触 村(印) 申中刻西小保方村より受け取り

いま 今 井 村(印) 同下刻上刈名村へ継ぎ送り申し候

右村々

御役人中様

《用語・地名・人物等》

- ①【廻状…かいじょう】廻文・廻章・回達・廻報とも。領主が村々や宿場へ、あるいは複数の名宛人に、年貢や諸役の徴収・徴発、訴訟の原告・被告への呼び出しなどの用件、および法令などを通達する文書。最後の村宿を留村（とまりむら）とめむら）・留宿といい、ここから発給した役所などへ返した。
- ②【刻付…こくづけ】書状・文書の回覧の際、発信・到着および取り扱い時刻などを書き記しておくこと。また、到着日時を指定を記入することもある。
- ③【順達…じゅんたつ】廻状を順送りして伝達すること。
- ④【差図…さしず】指示を与えて物事を行わせること。
- ⑤【兼而…かねて】事前に。前もって。あらかじめ。
- ⑥【御尋…おたずね】奉行所などの捜査、調査・尋問。
- ⑦【徘徊…はいかい】うろつくこと。うろつくと歩き回ること。追放者・所払いの者が居住地に立ち戻ること。
- ⑧【不届…ふとどき】A…道理にあわないこと。行き届かないこと。不行き届き。不法。無礼。不都合。B…吟味筋の裁判において、所払い以上の重い刑（仕置）に処せられる場合をいう。
- ⑨【余類…よるい】仲間の残り。残党。
- ⑩【注進…ちゅうしん】ことがらを書き記して報告すること。申し述べること。
- ⑪【心得違い…こころえちがい】考え違い。道理に反した行為・考え。
- ⑫【果物…かぶつ・くだもの】木から収穫できる実で、一年以上にわたって収穫できるもの。食用となり水気の多い草木の実。水菓子。
- ⑬【押し隠す…おしかくす】知られたり、見られたりしたくない事を一所懸命に隠す。
- ⑭【後悔…こうかい】すでにしてしまったことについて、後になつてくやむこと。

《内容解説》

天保十（一八三九）年極月三日、那波郡・佐位郡伊勢崎町外七六か村寄場組合の大惣代・赤堀伴七など四名（実際は押印の赤堀伴七のみ）が、関東取締出役・奈古菅七郎からの差図により、同寄場組合のうち十九か村の村役人へ宛てて廻状を認め差し出した。おそらく同寄場組合四名の大惣代や小惣代たちが、奈古の旅宿・木崎宿に呼び出され、同組合内の国定村無宿忠次郎並びに余類の者の召し捕り・差し出し、注進を重ねて命じられたと考えられる。当時、四名の大惣代のうち、赤堀伴七は佐位郡今井村（現伊勢崎市赤堀今井町・北部）の名主、織間源五右衛門は佐位郡境町（現伊勢崎市境・東部）の組頭、関根甚左衛門は那波郡柴町（現伊勢崎市柴町・西部）の名主、森村園右衛門は那波郡連取村（現伊勢崎市連取町・中部）の名主である。以下に本史料の口語訳を記す。

この廻状は、日付・時間を記して順達し、留まり村より最寄り（寄場組合）の惣代方へ返却するように。

組合の内国定村の無宿忠次郎は、前々から厳しい捜査対象の者であるが、近頃近辺をうろつき、なお悪行を働いている様子が聞こえてきて不法・無礼の至りであり、手分けして捜索中である。右忠次郎並びに子分の者は見当たり次第逮捕し、（関東取締）出役先へ差し出すか、もし手に負えなければ、早速報告するように。

万一考え違いの者がいて、右の悪党どもへ飲酒・食事をさせることは勿論、たとえ菓子（又は果物）類であっても売ってやる者があって、（それらを）必死に隠し置くことは、（売った）当人は言うまでもなく、その村へ立ち入らせた罪は軽くなく、村役人どもへ必ず罪状調査が命じられる。前もって心得、後になつて後悔するので、小前百姓末々の者どもまで（各々の）役宅へ呼び寄せ、洩れがないよう、申し渡し置くよう命じられた。このことについて通知する。

この天保十年極月三日当時は、三ツ木村文蔵の捕縛から一年八か月余り、島村伊三郎殺害一件から四年十か月余りであり、依然として逮捕者は三ツ木村文蔵のみという状況が続いていた。近頃は、国定村無宿忠次郎が、郷里国定村に近い佐位郡東部辺をうろつき、引き続き博奕開催などの悪行を働いている様子が聞こえてくるので、威信をかけて捜索するように強く命じたのである。忠次郎たちが、当寄場近辺をうろついていたのは、この辺りの村方に彼らの食事の世話をしたり、物を売ってやつたりする者が少なからずいるからだと考え、それらを見逃す村役人たちも尋問の対象にしている。

本史料の宛先は、全て伊勢崎町外七六か村寄場組合に属し、早川以西・粕川以东の佐位郡北東部に位置する計十九か村である。村高は一〇〇石から一一八二石で、天保十年当時の各領主は、伊勢崎藩領、幕府領、旗本領の相給、旗本四氏領相給など様々である。伊勢崎町以外の全七六か村を四名の大惣代で分担し、一名当たり十九か村に廻状を認め差し出すことになったのだと思われる。

本史料は、保存状態が良く、村名下の受け取り・継ぎ送り刻付け付箋（貼り紙）が全て残されている。記載文は前記釈文・読み下し文の通りである。上下逆さに貼られた付箋が、二枚ある。この中で、「田部井村」のみ本紙に墨書ではなく、国定村・上田村間に、他の付箋に埋もれるように貼られている。田部井村は、国定村の隣村であり、忠次郎搜索の重点地域でもある。日頃から寄場組合大惣代らと当村名主らは頻繁に連絡を取り合っていたと推察されるので、敢えて村名記載を省略したが、通常の廻状順達により貼り紙となったのか。または、赤堀伴七氏のうっかりミスか、定かではない。この後、天保十三年、忠次郎らは信州へ出国し、嘉永三（一八五〇）年に帰郷して頼ったのは田部井村の宇右衛門であった（第23回捨札写）。いずれにせよ、忠次郎とその子分たちの捜査は、遅々として進まなかったのである。



当館所蔵「元禄上野国絵図」（部分、1702年12月、P8710・No.1）